

放置自転車はやめましょう



「一宮市自転車等の放置の防止に関する条例」に基づき、放置禁止区域内に放置された自転車等は**即日撤去**します

放置とは：自転車等が自転車等駐車場その他の適切な場所以外の場所に置かれ、かつ、利用者等が当該自転車等を離れてただちにこれを移動することができない状態です

撤去した自転車等を返還するときは、**撤去保管費用**が必要です

自転車	：1台につき	1,000円
原動機付自転車(50cc以下)	：1台につき	2,000円

問合せ先：一宮市企画部地域ふれあい課交通政策室(電話0586-28-8955)